

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人横地博の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例はいずれも事案を異にし本件に適切でなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、原審の罪数判断には首肯しえない点があるが、未だ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年二月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨